

## 神戸学院大学総合リハビリテーション学部臨床教員称号付与規程

### (目的)

第1条 この規程は、神戸学院大学総合リハビリテーション学部(以下「本学部」という。)における臨床教育・実習指導について、神戸学院大学と連携協定を締結した保健・医療・福祉機関又は臨床実習施設(以下「連携機関」という。)の指導者に対する称号の付与に関し必要な事項を定め、もって臨床教育指導体制の充実を図ることを目的とする。

### (称号の種類)

第2条 称号の種類は、神戸学院大学総合リハビリテーション学部臨床教授、臨床准教授及び臨床講師(以下「臨床教員」という。)とする。

### (称号の付与の対象者)

第3条 称号は、連携機関に所属し、臨床教育・実習指導にあたる者であって、次条及び第5条に規定する選考手続等を経て、選考された者に付与する。

### (付与基準)

第4条 臨床教員は、連携機関において豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者とする。

### (選考機関及び付与の手続)

第5条 臨床教員の選考は、本学部の専任教授及び連携機関の長の推薦に基づき、本学部教授会の議を経て、学部長の申し出に基づき、学長が臨床教員の称号を付与する。

### (職務)

第6条 臨床教員は、連携機関と本学部において、臨床教育・実習指導等必要な職務を行うものとする。

### (称号を付与する期間)

第7条 臨床教員の称号を付与する期間は当該年度内とし、更新を妨げない。

### (給与)

第8条 臨床教員に給与は支給しない。

### (通知)

第9条 臨床教員の称号を付与するときは、別記様式による文書を交付する。

### (称号付与の取り消し)

第10条 臨床教員の称号を付与された者が、その称号を保持するのに適当でないと認められる場合、学長は称号の付与を取り消すことができる。

### (雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、臨床教員の称号の付与に関し必要な事項については、別に定める。

## 附 則

この規程は、2021年7月29日から施行する。

別記様式

○ ○ ○ ○ 殿

神戸学院大学総合リハビリテーション学部臨床 の称号を付与します

期間は 年 月 日までとします

年 月 日

神戸学院大学長

○ ○ ○ ○ 印